

金先協平 21 第 175 号E  
平成 2 1 年 9 月 4 日

会 員 各 位

(F Xを取り扱う会員に限る。)

社団法人金融先物取引業協会

### F X業者の広告等について

標題について、金融商品取引法における広告等の規制では、所定の事項を明瞭かつ正確に表示すること、及び、特にリスク情報については、広告上の最も大きな文字等と著しく異なる大きさで表示することが義務づけられています。また、一定の事項について、著しく事実と相違する表示や著しく人を誤認させるような表示をしてはならないこととされています。

しかしながら、最近の会員によるF Xに係る広告等には、例えば、次のような広告等の規制の趣旨に照らして望ましくないものが散見されております。

- 一定の範囲で変動する計数について、投資者に有利な側の計数を大きな文字で表示し、「・・・から(～)」「最大(最小)・・・」の部分を小さな文字で表示する広告
- 投資者に有利な情報を大きな文字で表示する一方、その根拠を示さず、またはリスク情報については投資者に容易に視認できないような表示をする広告

このような広告等が行われている状況に対し、関係方面からも、このような広告等を放置することは投資者保護に欠けるような事態を招く虞があり、結果としてF X取引全体への信頼を棄損することに繋がりがかねない、との懸念が示されているところであります。

今回の規制見直しに際して、F X取引に対する投資者の皆様からの信頼を確保してゆくことの必要性が認識されたところであることは、改めて申し上げるまでもありませんが、なかんずく、広告等についての信頼性の確保は、大変重要であることは夙にご高承のとおりであります。このような状況に顧みて、こうした懸念を踏まえ、会員各社に対し、上記のような広告表示を行わないよう注意喚起を促すとともに、F Xに関する広告等を行う際には、金融商品取引法における広告等の規制を遵守するよう、改めて、会員各社のご注意を喚起するものであります。

(本件に関する問い合わせ先)

担当：小口、渡邊、河野、佐々木

03-5280-0889